

豊後佐伯藩における小農の自立について

檜本讓司

目次

はじめに

一、慶長期の農村状況

—戸穴村を中心には

二、藩の小農保護政策

- 1 農業労働力の確保
- 2 新田開発と耕作強制
- 3 小農保護政策

三、小農の自立について

—上直見村を例として

おわりに

はじめに

幕藩体制とは、いうまでもなく封建支配階級たる武士階級が被支配階級たる農民階級から全剩余労働を榨取することを基本

とした社会である。それは豊臣政権の二つの重要な政策、即ち兵農分離と太閤検地によって可能となつた。前者は全封建支配階級Ⅱ武士と全封建被支配階級Ⅱ農民という階級関係の成立を、後者は領主的土地所有と農民的土地所有との乖離という近世封建制的土地位所有の成立をもたらした。その結果中世的土豪經營は否定され、領主—土豪、土豪—従属農民という重層的ウクレードが崩壊する。そして封建領主が耕作農民を直接支配するという状況がうまれる。いわゆる小農の自立である。領主権力の側からみれば、中間搾取者たる土豪を排除することによって農民の全剩余労働を搾取することが可能となる。つまり幕藩体制の成立とは経済的にいえば小農經營が生産関係の主要な位置を占めることがある。そして政治的には領主権力がそれを保証する政策を推し進めることによって、具体的には小農「保護」政策によって成立する。

かかる観点から小稿では佐伯藩において、小農がいかに自立したかを藩の農業政策を追うことでみていいたい。これまで藩制成立期の問題をとりあげる場合、辺境地帯の旧族居付大名や先進地帯の諸代小藩を典型例とすることが多く、佐伯藩のような辺境地帯の小藩を対象とした研究は比較的少ない。⁽³⁾とりわけ辺境地帯に属する九州は外様大藩が多いこともあってそれをもって九州全体の特色とみなす傾向が強い。また小農自立を問題とする場合畿内先進地帯をとりあげることが多く、辺境地帯の九州はその遅れた側面を強調しきりがある。しかしここでは佐伯藩のおかれた地域的特質、即ち後進性に注意を払いながらも、そのなかでいかに小農が自立していくかを積極的に評価してみたい。

佐伯藩は「寛政重修諸家譜」などによれば、慶長六年四月に毛利高政が日田・隈城から転封して成立したとされる。それ以前の、文禄二年に大友義統が豊後国を除國されてから毛利入部に至るまでの佐伯藩領域の領主変遷についてはつきりしない。⁽⁴⁾ここでは慶長六年以前の状況について論及する材料を持たないため、毛利入部によって始まる佐伯藩において、まず最初に入部当時の農村状況を荒地の問題にスポットをあてながらながめ、次にその状況に対しても藩がどういう政策をとりながら小農の自立を政治的に保証していくかを考え、最後にどのような形で小農が自立するかをみてみたい。

一、慶長期の農村状況

— 戸穴村を中心にして —

慶長六年四月佐伯に入部した毛利高政は、領国經營の第一歩として領内の村々に対し検地帳の差出を命じている。第一表はこの時戸穴村が提出したと思われる二種類の検地帳をまとめたものである。この二冊の検地帳は日数にして僅か二十日の違ひしかない。一つは慶長六年五月二十七日の日付がある「御内入時代海部郡佐伯庄戸穴村指出之帳」⁽⁵⁾で、もう一冊は同年六月十七日付けの「山口玄番殿御検地差出帳」⁽⁶⁾である（以下、便宜上前者を差出帳、後者を玄番帳と呼ぶ）。両者を比較すると、全く同じ時期といつてもいかにかかわらずその数値には大きな違いがみられる。戸穴村全体でみると村高では三割強、毛付高では五割近く差出帳の数値が玄番帳のそれを上回っている。田・畠・屋敷別にみれば畠が一番開きが大きい。戸穴村を構成する小村を一つ一つ取りあげても、浅海井浦と古江村を除けばほかは全て差出帳の数値が大きい。

これはどういうことであろうか。まず考えられるのは玄番帳が文禄検地をそのまま反映して差出されたものに對し、差出帳は佐伯藩が文禄検地とは異なった独自の規準で差出させた検地帳ではないかということである。だからといって玄番帳は形式的に差出させただけで実際の農村支配にあたっては差出帳を用いたということにはならない。というのは、慶長十年の検地目録帳や同十六年の水帳目録⁽⁷⁾⁽⁸⁾をみても戸穴村の村高はいずれも玄番帳のそれと同じであること、後で触れるように当時の農村は荒地が多くとても文禄期を大きく上回る耕地面積の存在は認められないことなどを考えあわせれば差出帳を農村支配の基本にしたとはいえないからである。

それよりも、僅か二十日程ではあるが差出帳の時期が早い点に注目すれば次のように考えられないだろうか。即ち、藩は佐伯入封に際して石高の大幅な打出しを目指し、文禄検地の水準を上回る村高の差出を命じた。それが差出帳である。ところが差出帳は当時の農村状況を正しく反映したものではなかった。それ故生産能力を越えた年貢の賦課を可能にする村高の増加に

対して、農民の抵抗も強かつたに違いない。やむなく藩は差出帳を使用することをあきらめ、文禄検地に基づく玄番帳を改めて差出させた。これが真相ではなかろうか。とすれば、二種類の検地帳の存在は藩による収奪強化の野望を打ち崩した農民闘争の一つの勝利の現われと考えることもできよう。

戸穴村は現在の行政区画でいえば佐伯市北東部にあたり、佐伯湾沿いの南北に長く、大入島も含んだかなり広い地域である。平安末期から鎌倉期にかけての記録類⁽⁹⁾に戸穴荘とみえるところから莊園として古くから開けていたことがわかる。鎌倉以降は記録にその名がみえないことから佐伯庄に属したと考えられるが、天正十六年の参宮帳⁽¹⁰⁾には再び「ひあな浦」などの名が見える。慶長期になると、戸穴村は大戸穴村ほか十五ヶ村浦で構成される村として登場する。⁽¹¹⁾時期はかなり下がるが、宝暦五年の「村立位附」によれば慶长期戸穴村に属した海崎・狩生・大戸穴・百枝村をはじめ浅海井浦・津井浦といった浦方までも含めてほとんどの地域が上ノ村に属している。⁽¹²⁾こうしたことから戸穴村は全体として佐伯藩領の中では比較的生産力の高い地域といえよう。

第一表に戻って、まず慶長六年の戸穴村の毛付状況をみてみよう。ここでは農村の実態により近いと考えられる玄番帳を使っていくことにする。戸穴村全体でみると毛付率は四二%にすぎない。田方がからうじて五割を維持しているものの、畑方は二割五分にも満たない。これが慶長六年だけの一時的な現象ではないことは、第二表の慶長十年の免一ツ五分、同十六年の毛付率五二・二%をみればすぐにわかる。事実、六年の引高千石余のうち、川成は二七七石余にすぎず、七割強の七一九石余が永荒で、村高全体に対する永荒比率は四一%を越える。永荒とはその年だけ一時に耕作不能になつたのではなく、かなり大規模な洪水などで少なくとも数ヶ年にわたって耕作できなくなつた土地や、死亡したり逃亡したりして耕作者のいなくなつた土地、つまり無主地のことである。それ故永荒の多さは、毛付率の低さが当時の戸穴村でかなり恒常的な現象であったことを思わせる。

第三表は慶長六年と十六年の永荒率を比較したものである。十六年は大戸穴村など八ヶ村浦しか判明しないが、これらでみ

第1表 慶長6年の戸穴村毛付状況

(単位:石)

		大戸穴村		海崎村		百枝村		狩生村		車村		代後浦		さくらめ浦		大入嶋			
		玄番帳	差出帳	玄番帳	差出帳	玄番帳	差引帳	玄番帳	差出帳										
田 高 引 毛付 率(%)	高	310.427	478.649	171.886	267.833	158.779	191.187	211.373	244.872	20.700	40.503	3.581	5.080	0.424	1.245	36.530	56.922		
	引	78.443	199.887	82.476	114.436	123.651	14.068	94.102	91.769	0.621	13.123	0.876	0.757	—	0.410	20.405	40.422		
	高	231.984	278.762	89.410	153.397	35.128	46.119	117.271	153.103	20.079	27.380	2.705	4.323	0.424	0.835	16.525	16.500		
	毛付率(%)	74.7	58.2	52.0	57.3	22.1	24.1	55.5	62.5	97.0	67.6	75.5	85.1	100.0	67.1	45.2	29.0		
島 高 引 毛付 率(%)	高	142.564	241.589	64.656	101.095	57.378	73.997	89.487	108.002	15.200	23.305	3.905	12.998	1.113	5.736	6.420	6.603		
	引	130.457	153.183	45.606	68.485	53.565	56.632	46.548	52.137	11.850	11.759	0.864	5.122	0.321	1.225	5.705	4.818		
	高	12.109	88.406	19.050	32.610	3.813	17.365	42.939	52.865	3.350	11.546	3.041	7.876	0.786	4.511	0.711	1.785		
	毛付率(%)	8.5	36.6	29.5	32.3	6.7	23.5	48.0	49.0	22.1	49.5	77.9	60.6	70.6	78.6	11.1	27.0		
屋 高 引 有百姓 率(%)	高	13.169	14.132	5.986	6.803	4.589	6.237	8.930	9.642	1.002	1.753	1.740	2.563	0.329	1.303	—	—		
	引	5.942	5.844	2.926	3.234	2.671	4.319	3.817	2.720	0.185	0.846	—	0.563	—	0.329	—	—		
	有百姓	7.227	8.292	3.060	3.579	1.918	1.918	5.113	6.915	0.917	0.907	1.740	2.000	0.329	0.974	—	—		
	率(%)	54.9	58.7	51.1	52.6	41.8	30.8	57.3	71.7	91.5	51.7	100.0	78.0	100.0	74.8		
合 計	高	466.160	734.377	242.528	375.731	220.746	271.421	309.790	362.516	36.902	65.567	9.526	20.641	1.866	8.284	42.950	63.525		
	引	214.842	358.914	131.008	186.490	179.887	206.009	144.467	146.623	12.556	25.728	1.740	6.442	0.327	1.964	26.110	45.240		
	高	251.318	375.463	111.520	189.241	40.859	65.412	165.323	215.893	24.346	39.839	7.486	14.200	1.544	6.320	16.836	18.286		
	毛付率(%)	53.9	51.1	46.0	50.4	18.5	24.1	53.4	59.6	66.0	60.8	78.6	68.8	82.7	76.3	39.2	28.8		
内 の 浦		中 浦		千 晚 浦		津 井 浦		浅 海 井 浦		長 田 嶋		古 江 村		指 夫 浦		戸 穴 村 合 計			
		玄番帳	差出帳	玄番帳	差出帳	玄番帳	差出帳	玄番帳	差出帳										
		0.152	0.131	4.613	5.517	5.652	4.635	113.621	136.879	62.340	63.653	51.820	53.200	5.676	4.167	0.037	0.356	1,205.725	1,554.829
		—	—	0.777	1.350	4.032	—	79.610	97.385	29.199	20.324	51.820	53.200	5.676	4.167	0.037	0.356	598.809	782.632
		0.152	0.131	3.856	4.167	1.620	4.635	34.011	39.494	33.141	43.350	—	—	—	—	—	—	606.917	772.198
		100.0	100.0	83.6	75.5	28.7	100.0	29.9	28.9	53.2	68.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.3	49.7
		0.620	1.728	1.995	5.074	10.507	13.076	26.548	35.669	45.026	41.947	2.408	1.784	22.720	18.776	1.120	3.959	491.674	695.338
		—	—	0.257	3.514	6.419	0.997	15.446	15.574	32.918	19.498	2.408	1.784	22.720	18.776	1.120	3.959	376.217	417.465
		0.620	1.728	1.738	1.560	4.088	12.079	11.102	20.095	12.108	22.449	—	—	—	—	—	—	115.457	277.872
		100.0	100.0	87.1	30.7	38.9	92.4	41.8	56.3	26.9	53.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.5	40.0
		0.557	0.268	0.350	0.474	1.306	0.620	5.103	4.940	2.835	2.120	0.107	0.060	0.279	0.796	0.213	0.184	46.225	51.895
		—	—	—	—	0.687	0.092	3.187	3.013	0.974	—	0.107	0.060	0.279	0.796	0.213	0.184	21.888	22.000
		0.557	0.268	0.350	0.474	0.619	0.528	1.917	1.927	1.861	2.120	—	—	—	—	—	—	24.337	29.902
		100.0	100.0	100.0	100.0	47.4	85.2	37.6	39.0	65.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.7	57.6
		1.329	2.127	6.968	11.071	17.463	18.331	145.272	177.487	110.201	107.720	54.086	55.046	28.182	23.739	1.370	4.499	1,743.624	2,302.119
		—	—	1.014	4.862	10.451	1.089	98.243	114.125	63.091	39.800	54.086	55.046	28.182	23.739	1.370	4.499	1,006.914	1,222.097
		1.329	2.127	5.954	6.201	7.012	17.242	47.029	63.362	47.110	67.920	—	—	—	—	—	—	736.710	1,079.976
		100.0	100.0	85.4	56.0	40.2	94.1	32.4	35.7	42.7	63.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.3	46.9

(注) 1. 玄番帳は「慶長六年六月十七日山口玄番殿御検地指出帳」(佐伯藩史料S.6)、差出帳は「慶長六年五月廿七日御内入時代海部郡佐伯庄戸穴村指
出之帳」(佐伯藩史料S.5)

2. 高の数値は記載どおりとし 端数の合わないものもそのままとした。なお、勾以下は四捨五入した。

第2表 慶長期の毛付・物成状況

村名	村高 ¹⁾	慶長10年の物成 ¹⁾		慶長16年の毛付率 ²⁾ (%)
		物成高	免	
木立村	593.540	53.419	9分	53.3
古市村	1,044.711	292.520	2ツ8分	55.5
大坂本村	685.124	171.281	2ツ5分	62.2
戸穴村	1,743.636	261.545	1ツ5分	52.2
赤木・仁田原村	1,298.745	454.561	3ツ5分	51.6
因尾・横川村	787.888	275.761	3ツ5分	55.4
竹野浦	580.190	145.048	2ツ5分	67.8
上野・中野村	1,671.653	401.191	2ツ4分	54.1
久部・長瀬村	666.863	100.029	1ツ5分	27.1
久塩屋・吹浦	436.890	109.223	2ツ5分	56.7
松切・久畠	115.829	11.583	1ツ	48.4
津見村	1,087.722	413.334	3ツ8分	44.2
下堅床	1,485.961	312.052	2ツ1分	49.0
木村	737.372	206.464	2ツ8分	29.4
木村	4,806.852	432.617	9分	27.2
木村	455.460	109.310	2ツ4分	64.8
合計	19,000.000	3,990.413	2ツ1分	45.4

注 1)「慶長拾年七月豈後國玖珠郡・日田郡・海土部郡之内御檢地目錄帳」(佐伯藩史料 S.13)

2)「慶長十六年山口玄番竿水帳目錄」(佐伯藩史料 S.35)

して現われた毛付率の低さの原因が、実はここに求められる。無主地の増加が毛付率の低下をもたらしたのである。

これは基本的には、戦国期の長い戦乱の中で中世的土豪經營が崩壊しつつも、新たに農業生産の主力となるべき小農民が經濟的に充分「自立」するまでに至っていない結果と考えられよう。彼ら小農民は太閤檢地によって中世的土豪層から解放され、一個の自立した農民として政治的に認められながらも、小農であるが故に經營が不安定とならざるをえない。その不安定な経

第3表 戸穴村の永荒率
(単位: %)

村名	慶長6年 ¹⁾	慶長16年 ²⁾
戸穴	25.4	50.1
海崎	31.8	16.4
枝生	47.3	49.7
百狩	30.0
車代	34.3
さ	18.3	62.9
大内	17.5	55.1
中	60.8
千	0.0	41.8
津	14.8	57.7
浅	63.8
長	67.6
古	57.3
指	100.0
平均	100.0
	100.0	76.6
平均	41.3	41.6

注1)「慶長六年山口玄番殿御検地指
出報」(佐伯藩史料 S.6)

2)「慶長十六年山口玄番等戸穴ノ
内 海崎村指出之帳」(佐伯藩
史料 S.28)

管の小農を年貢収奪の対象とすることがさ
らに経営を不安定にする。¹³⁾勿論そこには後
進地帯に属するという地域的特質からくる
生産力の未成熟さもあげられよう。こうし
た不安定な経営のなかで、時には経営が破
壊し耕地を棄て他村へ逃げるものもいた。¹⁴⁾
これが走り百姓である。少し時期は下がる
が、元和四年の荒地調査によれば荒地の原
因として死亡のほかに「失人」や「走り

人」といった記載がみえる。¹⁵⁾

こうした無主地の増大に基因する毛付率の低さは、なにも戸穴村だけの問題ではない。第二表は慶長十年の物成状況と十六
年の毛付率を佐伯藩内すべての村についてまとめたものである。毛付率についてみると、最も高い竹野浦でも六七・八%、最
低の久部・長瀬村に至っては二七%にすぎない。平均しても半分に満たない四五・四%である。これは戸穴村とほぼ同程度で
あり、この時期の毛付率の低さは佐伯藩全体の特徴といえよう。

次に十六年の物成状況をみると、最高の三ツ八分から最低の木立村・堅田村の九分まで毛付率同様村ごとにかなりのばらつ
きがみられる。比較的免の高いのは古市・赤木・仁田原・因尾・横川・塩屋・切畑・下野の各村で、いずれも番匠川流域の純
農村地帯に位置する。これに対し、海岸部に位置し半農半漁的色彩の濃い津久見・戸穴・竹野浦・松浦・吹といった地域は免
が比較的低い。ただ堅田川沿いの堅田村と木立川流域の木立村はいずれも純農村地帯にありながら免は極端に低い九分であ
る。また番匠川流域にありながらも下流南岸に位置する久部・長瀬村は免一ツ五分とかなり低い。こうしてみると免の高低

は、番匠川の上・中流域の山間農村地帯で比較的高いほかは特に地域的な特徴はみられない。

ところで慶長十年の免と十六年の毛付率とを比較すると、必ずしも両者の間に関連性は認め難い。勿論、因尾・横川村のように免・毛付率ともに比較的高い村もあれば、堅田村のように両者ともに最低に属する村もある。しかし、毛付率は四四%と低いながらも免が藩内最高の三ツ八分もある切畠村のような例も多い。ただ注意しなければならないのは、慶長十年の毛付率が十六年のそれと必ずしも同程度であるとはとてもいい難いことである。戸穴村の毛付率が小村単位でみると、年によってかなり変動していることはすでにみた。かかる傾向は佐伯藩領域全体に引き延ばして考えることも可能であろう。とすれば慶長十年と十六年の毛付率はかなり違いがあると考えるのが妥当である。十六年の免の高低は毛付率の高低を暗示させるにすぎず、それをもってストレートに生産力の高低に結びつけることはできない。

これまで戸穴村にスポットを当てながら慶長期の佐伯藩領の農村状況を追ってきたが、ここでその特徴を改めて整理しておこう。第一に指摘できるのは全体として毛付率が非常に低いことである。これは基本的には無主地の多さを意味するが、その背景には中世的土豪經營から小農民經營への移行の過程で小農民が自立するにたる経済的基本盤が充分成熟していないという農村状況が考えられよう。だからこそ年によって、また地域によって毛付率に大きな差違がみられるのである。これが第二の特徴といえる。第三は屋敷高の有百姓率の低さである。これは農業労働人口の少なさが、低い毛付率の原因であるという点で第一の特徴と表裏の関係にある。こうした特徴をもった農村状況をまのあたりにして、成立まもない佐伯藩がどのような対策を講じたかを次に考えてみたい。

二、藩の小農保護政策

藩制成立期の佐伯藩の農業政策を知る手掛りとして、幸い慶長から寛永に至る時期の触書などをまとめたものが現在残されている。文化年間に家老職を勤めた関谷隼人（長熙）が編さんした「温故知新錄」のうち、「古御書写」と題された一冊がそ

れである。⁽¹⁶⁾ これには初代藩主高政が領内の村・浦にあてた触書・捷書を中心に一四九通の文書が収録されている。ここではこれらに依拠しながら藩の農業政策を次の三つに整理して考えてみたい。

1 農業労働力の確保

前節で述べたように当時は広範な無主地の存在が大きな問題であった。そのため藩にとって最大の関心事はいかにして農業労働力を確保するかにあった。それには二つの方法が考えられた。一つは新しい労働力をよそから導入する、いわば積極的な方法である。いま一つはこれに對して受身的な方法が考えられる。現に存在する労働力をほかへ逃がさないことがある。

まず第一の方法からみていこう。史料一は浦代⁽¹⁷⁾浦の又右衛門に対し屋敷方の年貢を永久に免除したものである。注目したい

(史料一)

猶以於其村他国之牢人共召置、田畠荒候所起申、諸事令馳走ニ付而比份為褒美遣候、以來迄も無油断可致馳走候、已上、

為扶助其万居屋敷方指出之ことく、三畝・高三斗永代差遣候條、全可致押領者也、

慶長三年十一月十三日

毛利伊勢守高政御書判

(浦代)
うらしる浦 又右衛門へ

(傍点筆者)

のは猶書の部分である。これをみると「他國之牢人共」を使って田畠の荒地を開墾させた又右衛門に対し、藩は褒美を与え今後とも彼らを油断なく「可致馳走」よう要求している。よそから導入する労働力として、藩は第一に戦国期の戦乱の中で大量に輩出された「牢人」を考えている。彼らはのちの幕藩体制確立以後の牢人とは質的に全く違う。兵農分離が進行するなかで、新しい主君を得て「兵」となりえた一部の者を除いてはもとの「農」に戻らざるをえない。当時はこうした牢人が全國各地に多数散らばっていたのである。

次の史料ではすでに他領へ逃げてしまった百姓と他領から逃げてきた百姓の二つの走り百姓を新しい労働力の対象としている

(史料 二)

尚以来年之義やくめゆるし候間、其心得可申候、已上、

態申遣候、

一、来年者普請諸事役目有申候間、其心得ニ而正月五日より荒地田畠起可申候、荒地無之所ハ切畠成共仕作可申候事

一、井と不足なる所候ハヽ、ほりたし念ヲ入可申候事

一、井手普請正月五日より急度可仕候、油断申ましく候事

一、めん／＼家普請無油断仕有付可申候、井家わらかき、かやかきニ一切仕申ましく候、ぬりかべニうらを返し、念ヲ入可

申候、わらかきなどハ火之用心惡候ゆへさて申遣候事

一、前ぶ走候百姓於有之ハヽ、やくめ有候由申ぶれ候てよび越し可申候、他所より百姓參候ハヽ、馳走いたし有付可申候、

猶図書・主殿・九郎左衛門方より可申

慶長四年十二月十二日 伊勢守高政御書判

ふき 理右衛門方へ

同 市左衛門方へ

(傍点筆者)

る。他領への走り百姓については新しい労働力の確保というよりも、失なわれた労働力の復活といえるだろう。しかし労働力を増やすという点からいえば同じである。彼らは佐伯藩の苛練な誅求を嫌って逃げたのだから、それを緩和しなければ戻る筈はない。それ故「やくめ宥候由申ふれ」なければならなかつた。アメをちらつかせて戻そうというのである。

一方では他領から逃げてきた農民に対し、手厚く「馳走」してそのままここに「有付」くようにさせている。自分の所から

逃げ出した者は何とかして呼び返そうとするのに、逆にこちらに逃げ込んだ者は元へ返さない。そのまま居付くよう援助しているのである。逃げられた藩のことなど一顧だにしない。自分勝手な何とも虫のいい話である。これが更に進むと逃げてくるのを待つだけでは飽き足らず、他領の百姓に対する逃亡を積極的にそそのかしている。史料三によれば、藩は千怒村の百姓に

(史料三)

以上、

一、態申遣候、其村只今迄六右衛門令裁判候へ共、召上今度其方へ庄屋申付候間、諸事無油断致才覚馳走可仕候、荒地之田畠をも起、又先年より走り候百姓をも召返し、又ハ、他所・他國、凡可、罷越者、於有之ハ、縁者・縁類を以よび越し、其方抱之分ニ有付可申候、於然者九郎左衛門并ニ主殿方へ注進可仕候、兩人次第令褒美、其上居屋敷可成扶助候条、得其意万事不可有緩者也、

慶長十三年十二月廿日

毛利伊勢守高政御書判

(千怒)
ちん村 喜兵衛

おとな百姓
小百姓中

(傍点筆者)

対して、他領に親戚や知人があれば彼らをせひとも自分の所に呼び寄せるよう命じている。ここに至るともう何をかいわんやである。まさに手段を選ばぬ人集めといえよう。

今度は逆に労働力の流失をいかにして防いだかをみよう。史料四も千怒村百姓全員にあてた触書である。このなかで藩は

(史料四)

定

一、給人知行所田畠坪わけをいたし、それに付て百姓わけを仕候上ハ、給人百姓あたり悪仕懸候て、かしけ申候を、余仁の百姓共として年貢をわきまへ、諸公役等仕ましき事

一、代官・給人方納所仕候間、則受取をとり可申事

一、百姓向後はしらせ申間敷候、若走り可申様なる百姓於有之者、人質を取置可申事

一、百姓かしけ申、ゆきつまり致迷惑、はしりそ、うなる百姓於有之者、何事ニつまり迷惑いたす通り有様ニ可申上候事

一、代官・給人何れの仁にても非分之義申懸候ハ、目安を以可申上候事

一、他所へはしり有之百姓、来年五月より内ニ随分肝煎候てなをし可申事

一、当年起申候田畠、来年少もあらし申間敷候、隨分情を入田畠発可申候事

右之分可得其意候、自然致迷惑義於有之者、目安を以不相包申上候、百姓不走様可仕義尤ニ候、若し可走やうなる百姓於有之者、又者ととこをる事候ハ、此方へ可申越候、有様ニ可申付候、諸事無油断可致馳走候、於緩者曲言ニ可申付者也、

慶長十三申ノ年十二月四日

伊勢守御書判

ちぬ村

喜兵衛

おとな百姓

小百姓中

(傍点筆者)

「走り」を厳禁しているが、その防止のためまず第一に「走り可申様なる百姓」がいれば人質をとらせていて。しかしムチだけでは人を抑えることができない。そのため第二にどうして走るのか、その原因を調査させていて。逃亡を防ぐには小農がいかに没落せずに経営を安定させていくかが問題であり、これは本稿全体の主題である小農自立の問題に行き着く。藩が彼ら小農をいかにして「保護」し、その「自立」を保証したかは項を改めて考えていいたい。

2 新田開発と耕作強制

一一二

小農經營を規道に乗せるには、その前提として生産力の一程の上昇がなければならない。藩はそのため第一に、新田開発や荒地の開墾による耕作面積の増加を図った。史料一に再び戻つてみよう。最初の触で「普請諸事役目」を免除するから荒地を起こと、荒地のない所では山を開墾して畠をつくること、この二つを命じてゐる。続いて農業用水の確保のため井戸をより深くしたり、新たに井手を普請することも求めている。慶長十三年十一月十二⁽²²⁾日に彦野内村百姓中にあてた触のなかでは、「在ニ近辺田畠可成と存候所ニ、竹木於有之者、悉切払起ニ仕、田畠ニ可仕候事」とみえ、次の史料でも荒地に「はへ出」た

(史料五)

已上、

態申遣候、然者其方かかり村ニ、先年⁽²³⁾田、畠、荒候所ニ、はへ出候、竹木之分者、不残きり用所ニ遣可申候、其併置候へハ、田畠之地うせ候間、伐払おこされ候所をハおこし可申候、当年中・明年之正月中悉伐取、其方義者不及申、小百姓ニもとらせ可申候、又田、畠、之、中ニ、はへ候木ニ、ても候ハ、一切可申候、為田畠之あしく候間、堅可得其意候也、

亥十一月廿七日

伊勢守高政御舊判

(烟代)
あしろノ 源右衛門方へ

(傍点筆者)

竹木は全て切払い開墾させている。同時に田畠の中にはえた竹木も田畠のためにならなければ切払うよう命じてゐる。

だからといってどこもかしこも竹木を切払つて開墾していいかといえばそうとは限らない。慶長十一年に下野村へあてた撻書では、屋敷や在所の近辺で竹木を切ることを厳しく禁止している(史料六)。また史料七では山焼を禁止して無制限な開墾

(史料六)

撻

下野村

一、百姓の屋敷まわり、同在所まわりにて、山樹の木・梅の木・なしの木など材木にも薪にも一切きり申まし(マ)く事

一、在所まわり、百姓居やしきまわりにて、竹木きり候事忽而無用ニ候、此方用所のときハきつ手を遣しきらせ申へき事
右条ミ、得其意堅可相留候、若し此旨を背き、おしてきる者あらハ、からめとり可相越候也、

慶長十一年正月廿四日

伊勢守御書判

(史料 七)
(四)

態と申遣候、

一、其浦組中山焼候事、当年タ堅無用ニ候、其子細者山しけらす候へハ、いわし寄不申候旨聞届候、其上井手かゝりにて無之山田などハ、山のしたゝりを以て少しハたりに成候ニ、木草なく候へハ、(た脱カ)したりも無候間、山焼候事必無用ニ候、但かりはた仕候事ハ不苦候間、脇二切のけ不入所ニ焼候ハぬ様ニ念ヲ入可申候事

一、其浦ニ為付小嶋スミも、木草切候事も、焼候事も、一切無用ニ候事

一、から竹不寄大小、きらせ申間敷候、但百姓共者我ミ家之普請ニ仕候事ハ不苦候、其外ニハ今迄之法度のことく我等切手遣し候、無左候ハ、奉行共切手遣し候ハ、きらせ可申候、切候てうり申度候者ハ、此方へ理り可申候、令分別可申付候事一、なよ竹もきり候てうり申度候ハ、此方へ理り可申候、百姓共家普請ニ仕候事ハ、此方へ届なしに切候て仕可申候、其外旅人之事ハ不及申、奉行人・町人ニ不寄、此方タ無切手ニハ一切きらせ申間敷候事

一、ひしき・あらめ其外海草之類、地下人取候而うり候事ハ不苦候、旅人ニハ一切取せ申間敷候事
右之分堅可得其意者也、

亥九月十九日

高政御印判

津久見 六右衛門
同 仁右衛門
其外 百姓中

(傍点筆者)

を抑えている。これは一つには海岸部で山を裸にすると鰐の寄り付きが悪くなるからで、漁業が藩にとつていかに重要であったかがわかる。二つには井手のない所では山の木草から出る「したたり」が農業用水としてかけがえのないものであり、こうした所では木草を切払うことが既存の田畠を荒らすことになるからである。同時に百姓が自分の家を普請するために使う場合を除き、から竹やなよ竹を勝手に切ることを禁止して農民の生活基盤の確保も図っている。新規に開墾するといつても、それによるデメリットがこのように大きければなんにもならない。手間ばかりかかって開墾の進まない所も同様である(史料八)。

こうして藩は既存の生産基盤を侵さない範囲での新田畠の開発を奨励するが、単なる奨励や命令だけで開発が進むものではない。森崎村を例にすると慶長十年までは「人数ニ応し令割府、田畠起させ」ていたが、強制的に荒地を割りあててもうまくいかなかつたのだろう。その年からは「其身面ニ次第可仕置候間」と農民の主体性に期待する方向に変わっている(史料十一)。

そうはいっても荒地の強制割付を全くしなくなつたわけではない。次の史料は元和六年の下野村の例である。ここで注目され

(史料 八)

以上、

態申遣候、其村中本帳ニのり候田畠ノ荒、其村庄屋・百姓中高ニ応しそれへに割府、来年より発させ可申候、於油断者其庄村屋・肝煎曲言ニ可申付候間、堅可得其意者也、

(元和六年)
壬十二月廿三日
伊勢守高政御印判

下ノ村 庄屋 次右衛門
其外 百姓中方へ

(傍点筆者)

るのは、荒地を割りあてるにあたってさきの森崎村の場合が人数に応じて個々の農民に割りあてたのに対し、下野村では農民の持高に応じて割りあて面積をかえたことである。こうすれば経営規模に応じた開墾ができるわけで、より合理的な開墾方法といえよう。けれどもこの方法は経営規模の差をより大きくする虞れがあり、あとで述べる藩の小農「保護」政策と一見矛盾するようみえるかも知れない。しかし藩が小農を「保護」するのは必ずしも小農の利益を守るためにではなく、藩自身のためである。新田開発はそのための手段にすぎず、小農の利益を図るものではない。

ところで荒地の開墾には、当然農民にその経済的保証を与えなければならない。藩はそれを年貢や夫役を免除することで行なった。慶長十四年には荒地の開墾にあたって一年間の夫役を免除している（史料二）。さらに時期が下がると、史料八にみえるように夫役だけでなく年貢も免除せざるをえない。ここでは新規に「田畠発候分」は翌年一年間の「作取」とし、その

（史料九）

尚以田畠発申事ハ不及申、野山ニ而も可被発所ハ切払發し可申候、又申候、右田畠之内石河原ニ成候か、又ハ河成ニ成候而不被発所候ハハ、手間を入れおこし候事無用ニ候、高替ほど野山ニ而も可被発所おこし可申候、後荒おこし候分ハ来年中とらせ候間、作取可致候、不可有油断候、已上、

当塩屋村之内、其方掛り内之荒、田方ニ荒武石六斗五升、畠方荒四石壱斗五升五合、内武石三斗七升ハ長瀬分、田畠合六石八斗五合、内畠方四石壱斗五升五合分者、當年中ニ不残發麦蒔付可申候、田方之荒武石六斗五升分者、來春早ニ不残發可申候、右田畠発候分者來年中取せ候間、作取ニ可仕候、其上荒發候分者、年貢之義者不及申、役目以下來年中ゆるし候間、得其意悉發可申候、不可有油断候也、

元和四年十一月晦日

伊勢守高政御印判

（塩屋）
しほや庄屋 新右衛門

其外 百姓中へ

(傍点筆者)

上、「荒発候分」は年貢の免除は勿論のことと「役目以下」の免除も認めた。このほか元和四年十二月に楠本村へあてた触書では新開島の年貢を永久に免除するとあり、同七年五月二十五日付蛇崎あての触書では三カ年の年貢を免除しているなど、荒地開墾をめぐって農民の側が次第に有利な立場を占めてきている。

新田開発が量による生産力の増加を目指すものであれば、生産性の向上によって質的な生産力の拡大も図らなければならぬ。そのために藩は耕作強制という方法をとる。次にあげる史料は高政の掲書のなかではとりわけよく知られており、これまでも度々とりあげられている。⁽³⁰⁾ いちいち説明は加えないが、草取りの仕方から食事の場所までこと細かに規制している。こう

(史料 十)

掲 下野村

- 一、耕作仕つけ候時分ハ、おとこの義ハ不及申、をんなもあり次第まり出、田畠の草とり可申候、田畠のくさハ一番くさ
- ・二番・三番・四番くさまでとり可申候事
- 一、田畠仕つけ候時分、おとこの義ハ不及申、をんなもうちにも候ハゝ、見あひしたいにけうめいせしむへき事
- 一、かうさく仕つけ候間ハ、朝めしもひるめしも夕めしも、女ともかうさく場に持出くわせ可申候、宿にもとりめしたへ候ハゝ、可為曲言事

一、野原に牛馬つなき候事ハくるしからす候、田畠ちかき所にむさと牛馬をはなちをき候事くせことにて候、此後牛馬をはなちをき、田畠の立毛くわせ候ハゝ、其牛馬のぬしくせことにおこなふへき事

一、みちより外田畠の中を、すちかいにとをり候事くせことにて候、法度之旨堅郷中相ふれ、此のちとをり候もの候ハゝ、からめとり此方につれきたり候ハゝ、可加褒美也、

右条々、郷内其庄屋として堅相ふれへし候、若此旨相そむくものあらは、くせことにおこなふべきもの也、

慶長十一年正月廿四日

伊勢守御書判

した精神的な一片の擬善だけで生産性が上がるわけでは勿論ない。彼ら農民は經營を安定させてこそ初めて自らの生産性向上に取り込むことができる。そのために藩は小農を「保護」し、自立させなければならない。

3 小農保護政策

藩が小農を「保護」するのは、彼らが主たる年貢負担者であり、その經營の安定こそが幕藩体制の基本的ウクラード、領主・小農関係をつくり出すからである。その限りに於て小農は「保護」される対象となる。

では一体誰から「保護」するのか。史料十一をみていただきたい。ここでは小農經營を脅かすものとして代官・給人と庄屋（史料十一）

急度申触候、

一、荒地田畠起申義、去年のことく人數ニ応し令割府、田畠起させ申義有來候間、當年より其身面々次第可仕置候間、他所・他國より可罷越候百姓於有之ハ、縁者・縁類ヲ以令才覚、百姓よひ越し可申、併年々起候田畠、并去年割付候荒地田畠あらし申義、少茂有ましく候事

一、代官・給人、又ハ何之仁にても非分之義申かけ候哉、致迷惑義於有之者、目安ヲ以可申上旨、去年直書并九郎左衛門・主殿墨付を以申触候へ共、こかくの不申上、如此度々申触候処ニ、此間迄同かくし不申上、自余之口より聞届候ハ、庄屋小百姓ニ至るまで一類可遂成敗候間、申上度事於有之者、早々目安を以可申上候、百姓理運ニ申付可遣候事

一、庄屋・おとな百姓申談、小百姓ニ非分之義申かけ候哉、可申上候事

一、庄屋小百姓共無体之義申かけ候哉、これ又可申上事

一、未進方ニ耕作之農具入申義、并人を奉公出し申間敷候旨、相ふれ候へとも、若隠置候ハ、出し申候者於有之ハ、めん

致吟味(庄屋脱カ)
（庄屋脱カ）
小百姓不寄可申上事

一、武道具相たしなミ可申旨、去年申触候へとも、其後もとめ所持仕者於有之ハ、可申上候、それニよりほうひ可遣候事

一、小百姓走可申やうなるもの於有之ハ、人しちをとり此方ニ上可申候事

一、庄屋・百姓不寄、面ニ居屋敷之内むさとあらし置申義有間敷候事

右之旨可得其意候、若於相背者、急可行曲言者也、

慶長十四酉穏十二月六日 伊勢守高政御書判

（森崎）
もりさき 右衛門九郎

（傍点筆者）

おとな百姓の二つを考えている。領主—農民という支配関係でいえば、前者は支配階級に属する。たとえ支配階級の一員といえども、支配下の農民を恣意的に榨取することは許されない。それは地方知行権を持つ給人とて同じである。^{〔脚注〕}史料四によると彼らは「知行所田畠坪わけをいたし、それに付て百姓わけを」した以上、自分の支配下の農民に対し「あたり悪仕懸」て經營がなり立たないようにしてはならない。もしそうなってから、自分の支配下の農民以外に年貢を負担させたり、夫役を賦課したりすることも勿論禁止された。次にあげた史料十二によると、給人は年貢が納められないからといって年貢のかわりに人を奉公に差出させたり、農具を取つたりしてはならない。史料十三もやはり給人の恣意的支配の禁止に関するものである。これを見ると、第一条で經營がなり立たないような「非分之やから申かけ」られたならすぐさま藩に訴え出るようないい、第二条

（史料十二）

以上、

急度申触候、然者未進方二人を奉公ニいたし、又ハ耕作之農具いたし申候義、曾而無用ニ候、如此之趣相ふれ候処ニ、背法度人足・農具未進方にいたし申候由聞届候ハ、惣庄や可行成敗候、未進方をハ何にても納来いたすへし、右之分代官・給

人にも申付候間、可得其意候者也、

慶長十三年申ノ十二月六日

伊勢守高政御書判

(千鶴)
ちん村 喜兵衛

おとな百姓

小百姓中

(傍点筆者)

(史料十三)^⑥

急度申触候、

一、給人・代官之者共、対百姓何ニ而も非分之やから申かけ、百姓不成様ニ仕候者於有之者、有様ニ不移時可申越候、有様ニ可申付候事

一、給人百姓の不成様ニ申かけ、年貢等無駄ニ取、百姓走候様ニ仕候(給カ)毫人於有之者、年貢少しも其給人ニ渡し不申、かゝゑ置候而此方へ可申越候、戻入ニいたすへく候間、可得其意候事

一、百姓なにニても堪忍成とふつきいたし、有付候様ニと存候間、如此申触候、なににても百姓迷惑候義候者、以目安可申越候、百姓りうんニ可申付候、委之義者隼人・主殿方乃可申者也、

九月十六日 伊勢守高政御書判

津久見村 喜兵衛

同 おとな百姓

同 小百姓中

では「非分」の内容を具体的に述べている。即ち、年貢を「無駄ニ取」り農民を逃亡へと追いやるような給人に對しては年貢

を納める必要はない」と断言する。その分はチャッカリと「蔵入」として幕庫に入れる。第三条では農民が迷惑をうけて藩に訴えた場合、藩は農民側に立った裁定を下すことを確約している。

支配階級全体の利益が支配者個々のそれに優先するのである。元来封建制のもとにあっては小領主がそれぞれ個別に農民を支配するというように、支配関係が個々に分散化する傾向を持つにもかかわらず、幕藩体制はそれを抑え集権化することによって成立している。その特色がここにみられる。

小農経営を脅かすもう一つ存在である庄屋・おとな百姓の場合はどうだろう。史料十一では、庄屋やおとな百姓たちが申し合わせて小百姓に対し「非分之義申かけ」たり、庄屋が小百姓に「無駄之義申かけ」たりするのを禁じている。ここに現われる庄屋・おとな百姓はどういう農民だろう。彼らが村内における有力農民であることは論を待たない。だからといって彼らが中世的土豪であるといえるだろうか。答えは否である。中世的土豪であれば、小百姓との間に経済外的強制を含む封建支配関係がなければならない。勿論出自からいえば中世期の土豪や在地領主であるかも知れない。けれども太閤検地によって中世的土豪経営は否定され、それに隸属していた小農は政治的に自立している。このことはこれまでみてきたいくつかの史料の中でもわかる。そこでは小百姓は庄屋やおとな百姓と対等に扱かわれている。もはや経済外的強制に基づく支配関係はみられない。つまり庄屋・おとな百姓は小百姓に対して経済的に優位な立場を占めているだけといえる。それ故にこそ小百姓を経済的に支配しようとする。それが「非分之儀」や「無駄之義」となって現われる。小農の政治的自立を保証することにより幕藩体制的封建支配を貫徹しようとする藩にとって、おとな百姓等が小百姓を経済的にせよ支配することは許し難いことである。史料十一でそれを禁じた理由はここにある。

小農の自立とはいっても、それは藩の政治的「保護」政策だけで可能となるものではない。自立を保証する経済的基盤が必要なことは言うまでもない。藩は領国経済の保護と育成を通じて小農の経済的基盤の安定を図ろうとする。かかる領国経済形成については全国市場との関連が不可欠で、問題が多岐にわたるためとても全てを解明する余裕はない。従ってここでは領国

経済の保護政策について二、三の例をあげるに止めたい。例えば「旅人」に対して竹木伐採や海草採取を禁止する一方で、村内の百姓にはそれらを認めている（史料七）。そして採れた海草類を領外の商人に売らせて領内農民の利益を保護した。⁽³⁷⁾また逆に他領から米・大豆・小豆などが藩内に流入することを禁じ（史料十四）、領国經濟の自立を図る。

（史料十四）

以上、

態申触候、今迄ハ此方分領他所々米・大豆・小豆入候事ゆるし置候得共、今日々者米・大豆・小豆入候事無用ニ候、堅令法度候間、入申間敷候、塩屋町ニおるて米・大豆・小豆うりかい可仕候、若此旨を背き、米・大豆・小豆入候を宿いたしとらせ候者、以来聞届候ハ、其宿之⁽³⁸⁾義者不及申、其所之庄屋曲言ニ可申付候、可得其意者也、

元和十年正月六日

伊勢守高政御印判

千怒 喜兵衛

与右衛門

こうして藩は、小農經營に一定の経済的保証を与えると共に、代官・給人の恣意的支配やおとな百姓による経済的支配からの「保護」を与え、小農の自立を保証した。

三、小農の自立について

——上直見村を例として——

これまでみてきたように、佐伯藩において一七世紀初めの時期は、社会状況として捉えれば無主地の増加とそれに伴なう毛付率の低さという現象に特徴づけられる。それは小農經營自体が内包する本来的な不安定性に基因する。領主—小農という幕藩体制の基本的ウラードが藩政の基調となる中で、藩は小農を全剩余労働搾取の対象として捉える立場から彼らを政治的に

「保護」し、その經營の安定を図らなければならない。これが前節でみた藩の農業政策の基本であった。

かかる政策が佐伯藩領の農村構造にどのような影響を与えたか、いい換えれば小農がいかなる形で自立したかを最後にみておきたい。次の第四表は時期が少し下がるが、慶安五年の「上直見村畠方検地帳」³⁹を整理して百姓毎に名譜高をまとめたものである。この検地帳の記載例をあげると史料十五のとおりである。これを見ると、二つの特徴が目につく。一つは石高の右に

(史料十五)

下まにわ

本毛付益田主殿

一、中 拾壹間半 七畝廿歩

六斗八升九合九勺

茂左衛門

同所

本毛付右同人

一、中 七間半 壱畝八歩

壹斗壹升三合九勺

同人

(略)

同所

定撫西藤左衛門

三十郎分

一、中 拾貳間半 三畝九歩

武斗九升七合

次兵衛

上まにわ

定御蔵入

太郎介分

一、下 壱間五歩

壹升壹合六勺

拾介

「本毛付益田主殿」とか「定御蔵入」とか、注記をしていることである。これは一筆毎にそれが蔵入地であるか、家臣の知行地であるかを区別しているようで、地方知行のあり方を知るうえで格好の材料となろう。ただ本稿の主題に直接関連しないのでこれ以上触れないことにする。

もう一つの特徴は名譜人の右に、いわゆる分附記載がみられることである。第四表はこの点に注目して分附のある、なしを基準に整理した。上直見村は番匠川中流域に位置する村高三八七石余（うち、田高一九六石余、畠高一九〇石余）⁴⁰の山間農村

第4表 慶安五年の上直見村畠方名請高表 (単位:石)

百姓名	分付なし	分付あり	屋敷高
① 茂左衛門	3.45861	(甚左衛門分) 3.02166 (九左衛門分) 0.504	(太郎介分) 0.65333
② 五兵衛	—	(七兵衛分) 1.98499 (久七分) 0.3	(七兵衛分) 0.27999
③ 次郎左衛門	0.405	(七兵衛分) 1.98499 (三十郎分) 1.25232	(七兵衛分) 0.26666
④ 七兵衛	3.57031	—	0.32
⑤ 庄助	—	(太郎介分) 5.16664	(太郎介分) 0.17333
⑥ 加平次	0.254	(又右衛門分) 1.958	(又右衛門分) 0.26
⑦ 長藏	—	(又右衛門分) 0.595 (源作分) 0.09333	(太郎介分) 0.10666
⑧ 次兵衛	1.85898	(三十郎分) 1.41199 (新五郎分) 0.608 (九左衛門分) 0.29866 (甚左衛門分) 1.401 (太郎介分) 0.14666 (久七分) 0.91499	0.84333
⑨ 拾介	0.579	(太郎介分) 0.81164 (作介分) 0.30066	(太郎介分) 0.2
⑩ 新介	0.93	—	—
⑪ 源作	0.38832	(作介分) 1.91	0.21666
⑫ 長九郎	0.11966	(九左衛門分) 0.27533 (太郎介分) 4.39393 (弥市郎分) 0.308	(九左衛門分) 0.57666
⑬ 又右衛門	3.00593	—	0.31 (太郎介分) 0.18
⑭ 作介	3.26164	—	0.40333
⑮ 久作	—	(又右衛門分) 0.08632	(又右衛門分) 0.13333
⑯ 西念	—	(又右衛門分) 0.13066	—
⑰ 弥兵衛	—	(七兵衛分) 0.20666	—

百姓名	分付なし	分付あり	屋敷高
㉙ 庄 八	—	(茂左衛門分) 0.68465	—
㉚ 净 心	—	(茂左衛門分) 0.135	—
㉛ 弥右衛門	3.96831	—	0.29333
㉜ 七右衛門	1.52232	—	0.37333
㉝ 庄 内	0.75532	(甚左衛門分) 0.84231	(七兵衛分) 0.44
㉞ 太郎左衛門	—	(作介分) 0.05166	—
㉟ 三 助	—	(七兵衛分) 0.82365	(七兵衛分) 0.06666
㉞ 八 藏	0.54933	—	(弥右衛門分) 0.26
㉞ 弥 助	—	(又右衛門分) 0.09333 (三市郎分) 0.028	—
㉞ 源 太 夫	1.83065	—	—
㉞ 助右衛門	0.71266	—	0.21333
㉞ 作右衛門	4.32596	—	0.69999
㉞ 兵 助	0.12333	(新五郎分) 1.13998 (八藏分) 0.23333	(新五郎分) 0.24
㉞ 作 兵 衛	0.99333	(弥市郎分) 0.41066	0.24665
㉞ 孫 作	0.12	(七兵衛分) 0.416 (善吉分) 0.09866 (茂兵衛分) 0.06999 (九左衛門分) 0.02666	(七兵衛分) 0.16333 (甚作分) 0.13
㉞ 千 吉	—	(作右衛門分) 0.71866 (兵衛分) 0.76533 (甚左衛門分) 0.65333 (三十郎分) 0.26666 (次兵衛分) 0.737 (弥次郎分) 1.23899	(作右衛門分) 0.48
㉞ 助 兵 衛	2.14462	(太郎介分) 0.32499 (又次郎分) 0.22	0.4
㉞ 又 助	—	—	(作右衛門分) 0.1
㉞ 久 三 郎	0.49333	—	(次兵衛分) 0.16
㉞ 新 介	1.63564	—	0.16

百 姓 名	分付なし	分 付 あ り	屋 敷 高
㊱ 源 四 郎	0.26132	(三 介 分) 0.35932 (太 郎 介 分) 0.21	(太 郎 介 分) 0.21333
㊲ 茂 兵 衛	0.64066	—	0.48
㊳ 勘 兵 衛	—	(清 兵 衛 分) 0.78866 (太 郎 介 分) 0.23333	—
㊴ 喜 兵 衛	0.77298	(源 之 丞 分) 0.71732	(源 之 丞 分) 0.32
㊵ 又 左 衛 門	0.08166	(久 七 分) 0.171	—
㊶ 源 左 衛 門	0.68999	—	0.40333
㊷ 与 左 衛 門	0.056	—	—
㊸ 覚 左 衛 門	—	(清 兵 衛 分) 0.264 (助 次 郎 分) 0.34799	(清 兵 衛 分) 0.14
㊹ 藤 左 衛 門	0.256	(太 郎 介 分) 0.1	—
㊺ 半 左 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.15698	—
㊻ 吉 左 衛 門	—	(太 郎 介 分) 2.65794	(太 郎 介 分) 0.48
㊼ 長 左 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.30633	(太 郎 介 分) 0.16
㊽ 小 左 衛 門	0.72264	(太 郎 介 分) 0.98665	(太 郎 介 分) 0.16
㊾ 与 右 衛 門	0.61699	(藤 七 分) 0.18 (甚 次 郎 分) 0.351	(藤 七 分) 0.2
㊿ 羽 右 衛 門	0.339	—	—
㊿ 長 右 衛 門	—	(善 吉 分) 1.27263	(善 吉 分) 0.52
㊻ 久 右 衛 門	0.04	(喜 兵 衛 分) 0.03066	—
㊼ 小 右 衛 門	0.8165	(源 之 丞 分) 0.084	(源 之 丞 分) 0.16666
㊽ 孫 右 衛 門	0.08	(喜 兵 衛 分) 0.43333	(喜 兵 衛 分) 0.08
㊾ 市 右 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.05	—
㊿ 勘 右 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.09	—
㊻ 千 右 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.60665	—
㊼ 専 右 衛 門	—	(太 郎 介 分) 0.24666 (又 七 郎 分) 0.44699	0.1
㊽ 甚 右 衛 門	0.23166	(太 郎 助 分) 0.73166 (甚 二 郎 分) 1.18066	—

		(又七郎分) 0.39166	
㉙ 仁右衛門	—	(太郎介分) 1.13065	(太郎介分) 0.2
㉚ 吉右衛門	0.11832	(太郎介分) 1.30831 (又七郎分) 1.44	0.21333
㉛ 惣右衛門	—	—	(藤七分) 0.72
㉜ 新右衛門	—	(太郎介分) 1.17032	(太郎介分) 0.0666
㉝ 喜右衛門	1.01632	(太郎介分) 0.344 (又七郎分) 1.04466 (藤七分) 0.02	(又七郎分) 0.26666
㉞ 弥七	0.02399	—	—
㉟ 藤七	6.10026	—	1.03999
㉞ 檻七	0.066	(太郎介分) 0.336	0.08333
㉞ 善七	0.65631	(太郎介分) 0.92931	(太郎介分) 0.16333
㉞ 吉藏	—	—	(長九郎分) 0.33333
㉞ 七藏	0.71666	(善吉分) 1.17365 (官之丞) 0.25666	0.10666 (弥次郎分) 0.33333 (善吉分) 0.37333
㉞ 助藏	1.76498	—	0.16
㉞ 六藏	—	(太郎介分) 0.02666	—
㉞ 新藏	0.16799	(太郎介分) 0.84166	0.12
㉞ 長次郎	1.23032	(弥次郎分) 0.02333	(官之丞分) 0.56666
㉞ 惣十郎	—	(太郎介分) 0.10499 (藤七分) 0.05333	—
㉞ 五助(介)	—	(喜兵衛分) 0.57366	—
㉞ 太郎介	7.64822	(甚次郎分) 0.23999 (太郎四郎分) 0.369 (清兵衛分) 0.162	0.28
㉞ 九介(助)	0.05333	—	(源之丞分) 0.26666
㉞ 久助	0.2	(源之丞分) 0.57299 (藤七分) 0.19333	0.08
㉞ 清助	—	—	(又七郎分) 0.25333
㉞ 甚作	0.70433	—	0.21

百 姓 名	分付なし	分 付 あ り	屋 敷 高
㊱ 与 作	0.52766	—	0.22
㊲ 又 作	0.67898	(九左衛門分) 0.80699 (五兵衛分) 0.32	0.27
㊳ 五 郎 作	1.10066	(源之丞分) 0.216 (宮之丞分) 0.26033	0.42666
㊴ 善 吉	1.10232	—	0.38333
㊵ 兵 吉	0.68933	(茂左衛門分) 0.05133 (太郎介分) 0.484 (兵内分) 0.196	(太郎介分) 0.22666
㊶ 兵 内	—	(弥介分) 0.68933 (三十郎分) 0.04666 (久七分) 0.252 (宮之丞分) 0.80666	(弥介分) 0.35666
㊷ 長 吉	0.08499	—	—
㊸ 休 元	0.554	—	1.0666

注 1) 「慶安5年上直見村畠方検地帳」(佐伯藩史料 S.176)から作成。

2) 助と介は同一人として処理した(㊱・㊶)。

3) ㊱の九介(助)と㊶の久助は同音であるので同一人とも考えられるが、それぞれに屋敷高を持っていることを考えてここでは別人とした。

である。慶安五年は田方検地帳が現在残っていないので、上直見村の村高の半分以上を占める田方の状況はわからない。そのためこの畠方検地帳だけで上直見村全体に関する階層構造などを知ることはできない。ただ分附記載から小農経営についていくつかの暗示をうることができ。以下第四表からわかるとまとめるところとなる。

(1)ここに名請人としてあがつている九十人の農民のうち、分附記載のある、いわゆる分附百姓が六八人に達する。実際に四人に三人が他人の所持する畠地(屋敷地)を何らかの形で耕作していたことになる。これは畠方の場合だけであり、田方にだけ分附記載のある場合も考えられるから、実際は分附百姓の比率がさらに高くなるかも知れない。

(2)全ての名請畠地(屋敷地も含む)に分附記載のある農民は三一人いるが、そのうち二三人は一人の農民からだけ畠地を借りている。勿論田方も含めればこのうち何人かは二人以上から土地を借りていたかも知れない。

(3) 分附百姓六八人のうち、二人以上から土地を借りている農民が二七人いる。これも田方を含めるともと数がふえると考えられる。

(4) 多くの所持地を他の農民に耕作させているにもかかわらず、自らも分附百姓として他人所持の土地を借りている^⑦太郎介のような例もある。

これらのことから、第一に自分の所持する土地だけではなく、何らかの形で他人所持の土地を小作している農民が圧倒的に多いことがわかる。だからといって第二に彼らが特定の有力農民に経済的に従属しているわけではない。確かに(2)のように全ての名請地に分附記載があり、しかもそれを一人から小作している例もかなりの数(二三人)みられる。これは譜代下人などが中世的土豪から身分上解放されながらも、経済的には以前の主家から自立しない、いわゆる被官小作の状態を示すものかも知れない。しかし基本的には^⑧千吉を典型とするように、複数の農民から土地を小作している經營が支配的であったといえる。それは数の上からも分附百姓六八人中、こうした農民が四三人と圧倒的多数を占めていることではっきりする。それ故分附百姓は一部を除いて特定の農民との間に経済的従属関係はみられない。第三に^⑨太郎介のような有力農民までもが分附百姓であることも考えあわせるなら、分附記載にみられる地主・小作関係は、脇田修氏が幾内農村で検出したような近世初頭に現われる特殊な地主・小作関係といえよう。⁽⁴⁾

以上をまとめると、慶安期には経済上有力農民に従属している、被官小作的農民が一部にみられながらも、分附記載のない^⑩弥右衛門などを典型とするような自立した小農が支配的に存在していた。勿論分附記載のない農民は数からいっても少数である。けれども典型例が少ないからといって小農が一般的に自立していないことにはならない。分附記載に現われた地主・小作関係が経済的従属関係を意味するものでないところから、大多数を占める分附百姓も本質的には経済的に自立しているといえよう。

おわりに

上直見村は佐伯藩領にあって特別な位置を占める村では勿論ない。それ故前節でみた事実は佐伯藩全体に置き換えて考えても大きな誤ちを犯すことにはならないであろう。最後に一、二、三をまとめて結論めいたことをいえば次のようになる。

一七世紀初頭の佐伯藩領の農村では、中世的土豪經營は崩壊し小農が一般的に自立しつつあった。しかし生産力發展の未熟さからその經營は極めて不安定なものであった。それに対し藩は彼らを「保護」し政治的自立を保証することによって農業生產の發展と年貢収奪の強化に努めた。その中で農村にあっては中世的土地關係が完全に払拭されずに、近世初頭特有の地主・小作關係となつて残つた。しかしそれは小農の經濟的自立を一定程度変質させながらも、それを防げる要因にはならなかつた。こうして一七世紀なかば頃には小農は政治的にも經濟的にも自立する。

註(1) 佐伯藩の朱印高は二万石(『貞享元年常憲公御朱印写』佐伯藩史料AI-2ほか)。

(2) 例えば新版『岩波講座日本歴史』近世二所収の秀村選三ほか「藩政の成立」では総論のあと各論として外様大藩の薩摩藩と譜代の小浜藩が取りあげられている。

(3) ただ近年県史や市町村史の編さんが各地で行なわれた結果、個別藩政史研究もかなり進んできている。例えば九州では「長崎県史」藩政編が大村藩など五藩を通史として取りあげている。県下の諸藩では成立期を扱ったものとしては後藤重巳氏の岡藩について論考(『別府大学紀要』第22号所収論文)や白杵藩を取り上げた秦政博氏の一連の研究(『大分県地方史』第83号所収論文ほか)などがみられる。

(4) 慶長六年以前については、佐藤満洋氏が太田一吉預り地(大分合同新聞社刊『大分の歴史』五五ページ)(6)とし、橋本操六氏は毛利高政の預り地と推測する(佐伯市教育委員会刊『佐伯藩政史料目録』二四ページ)など異説がある。

(5) 「佐伯藩史料」(以下史料と略す。佐伯市教育委員会蔵) S 5
「史料」 S 6

- (7) 「慶長十年七月十日豊後國玖珠郡・日田郡・海士部郡御検地目録帳」（史料・S 13）
- (8) 「慶長十六年山口玄蕃竿水帳目録（海部郡）」（史料・S 35）
- (9) 「嘉元四年昭慶門院御領目録」（『岐阜県史』古代中世史料篇四）、同年「永嘉門院使家知申状并御領目録」（『神奈川県史』）
- (10) 【大分県史料】第25巻
- (11) このように数ヶ村から十数ヶ村の小村が集まって一つの村を形成するのは佐伯藩の村落構成の一つの特徴である。村は「慶長六年猫屋組差出張」（史料S 31）のように、組もしくは村組とも呼ばれ、それぞれ庄屋（のち大庄屋）がおかれた。
- (12) 佐藤満洋「佐伯藩の石盛について」（『大分県地方史』第70号所収）
- (13) 佐々木潤之介「小農の自立についての報告」（『シンポジウム日本歴史』11三四ページ）
- (14) 佐々木氏は無主地の増大について、「基本的には中世的土豪百姓解体の進行に伴なうもの」として、藩が走り百姓などの労働力の流出を警戒する理由を「やがて満開するであろう小農経営の労働力のため」と考えておられる（『藩制成立史研究の課題』『歴史学研究』23号所収）。とすれば走り百姓は中世的土豪經營が解体する中で、下人・名子が小農として自立できずに逃亡したことになる。しかし、例えば細川領の国東郡では慶長五年から寛永六年までの三十年間に六六四人の走り百姓が把握されているが、家族を除外すると本百姓二十四人・下人三四人・名子五人と圧倒的に本百姓が多い（川口恭子「近世初期走百姓について」『原田敏明教授退官記念論文集』所収）ことを考えれば、走り百姓は太閤検地によって政治的に自立した小農が、経済的に充分自立しえない状況の中で領主権力の苛烈な跋求から逃げたものといえよう。
- (15) 「元和四年十一月廿八日津くミ荒地帳」（史料S 106・S 107）
- (16) 「大分県地方史料叢書Ⅳ」（大分県地方史研究会）所収。ここに収められている文書の中には原文書の残っているものもある。例えば西郷文書（『大分県史料』第12巻所収）、染矢文書（『大分県史料』第26巻所収）などである。
- (17) 当時は津久見村に所屬した。
- (18) 「温故知新録・古御書写」一号文書（『大分県地方史料叢書Ⅳ』所収）

(19) 二号文書（以下文書番号のみ記している場合はいずれも「温故知新録・古御書写」のそれである）

(20) 一四号文書

(21) 一六号文書

(22) 二三号文書

(23) 三八号文書

(24) 五号文書

(25) 三六号文書

(26) 五五号文書

(27) 佐々木氏は新田開発について「直接には小百姓の自立に対し、けつしてそれを促進する要因にはならない」（前掲報告『シンポジウム日本歴史』(1)三六ページ）としている。

(28) 六四号文書には「発候所之分ハ永代とらせ候間、可致作取候」とみえる。

(29) 七号文書に「荒発年貢之義、三年之義者令用捨候、四年目より者見付候を以年貢之義可申付」とある。

(30) 「佐伯市史」一八一ページ、大分合同新聞社刊『大分の歴史』(6)八八〇八九ページなど。

(31) 四号文書

(32) 一二号文書

(33) このことから当時の地方知行権が年貢など生産物地代の搾取権を持っていただけで、夫役などの労働地代の搾取についてはかなり制約があつたのではないかと考えれる。佐伯藩の地方知行については別に機会を改めて総合的に考えてみたい。

(34) 二二号文書

(35) 七八号文書

(37) 元和六年に網代浦ほかにあてた触書の中に「百姓共(海草之類)取候て旅人にうり候事ハ不苦候、……其浦中の者共取候てうり候へハ、すきはひのたりにもなる事ニ候間」とある(三七号文書ほか)。

(38) 八六号文書

「史料」S 176

「慶長十六年山口玄蕃等水帳目録」(史料 S 35)

(41) 脇田氏はかかる地主・小作関係を中世期以来の複雑な土地関係が近世的の土地関係のなかに移行したものであり、後の地主・小作関係のような高額の地代收取を伴なないとする(『近世封建社会の経済構造』一九一ページ)。

(大分県総務課県史編さん班
大分市城南東町八組RK1の7)

研究会のご案内(各月)

- | | |
|-------|--|
| 第一土曜日 | 近代史研究会 |
| 第二土曜日 | 古代・中世史研究会 |
| 第三土曜日 | 近世史研究会 |
| 第四土曜日 | 中世文書研究会 |
| 会 場 | 中世文書研究会のみ大分県市町村会館(県庁南隣)、他はいずれも県立図書館学習室・ホール |
| 時 間 | 近代史研究会のみ午後二時から。他はいずれも同一時半から。 |

【会 告】